

地 域 再 生 計 画

1、地域再生計画の名称

妙高四季彩自然回廊再生計画

2、地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、妙高市

3、地域再生計画の区域

妙高市の全域

4、地域再生計画の目標

妙高山麓に広がる私たちの妙高市（面積：445.52k m²）は、平成 17 年 4 月に、近隣の新井市、妙高高原町、妙高村の 3 市町村の合併により誕生した都市である。市域の占める面積のうち、約 8 割が森林となっており、特に市内西部には、「妙高山」に代表される標高 2,000 メートル級の山々が連なり、この一帯は、上信越高原国立公園（面積 161,67k m²、市面積の 36.3%）にも指定されている大変自然豊かな地域である。

このため、当市では、「森林の多面的な価値」を見直し、この妙高山麓に広がる「森林環境」を地域のかげがえのない「財産」として保全することにより、自然と共生しながら、安心・安全な地域として未来永劫、持続して発展できるまちを目指すこととしている。

今後も、森林の保養的機能を活かした森林自然体験や、トレッキングなどのグリーンツーリズム、スロートーリズムの施策推進をはじめ、生物多様性機能、快適環境形

成機能、水源涵養機能などによる安心・安全で快適な都市形成により、すべての生命を安心して育むことができる地域「生命地域の創造」を目指した地域再生を、積極的に推進していくこととしている。

特に、西部地区の「大毛無山」(1,429m)は、日本でも有数の豪雪地帯に位置しており、山頂付近の最大積雪は10mを超えるため、7月になっても沢雪が残っており、この豊富な積雪が、生物多様性の豊かな生態系をもたらし、低山でありながら亜高山帯の植生を確認することができる。このため、稜線部から標高1,000m付近までの広大な斜面が県立自然公園に指定されている。

今後は、このような豊富な生態系を有する大毛無山周辺の森林の多面的な機能を見直し、自然と人の交流を促進するため、森林の適正管理を行うための基幹林道である「林道大毛無線」を舗装事業等で安全通行の確保を図ることにより、森林保全と森林固有の本質的な機能(癒し、景観、快適性など)を重視したエコツーリズム(自然体験や動植物の観察など)の基盤として、今後も自然と人がふれあえる空間づくりに配慮した「森林環境保全と森林機能を最大限発揮する拠点地域」として位置づけ、地域固有の自然資源の活用を一層促進していくこととしている。

そして、林道と市道の連携を一層促進し、これらの地域資源と市街地をネットワーク化して、妙高の四季の移ろいと自然を楽しむ「四季彩自然回廊づくり」を積極的に推進することにより、交流人口の拡大を図り、自然を活かした魅力あるまちづくりを進めて行くこととしたい。

一方、妙高市では、類まれな自然環境と良質な農林資源を活かし、水稻に代表される全国でも有数の食料基地を形成しており、その立地条件の好条件から、これまでもコシヒカリを主体とする水稻農業や、「妙高」という清廉なイメージと清らかな水資源を活かした酒造、食品産業などを展開している。

今後、自然との調和と資源消費の減少を図りながら、中央依存型経済からの脱却を

図り、経済的にも自立した地域にしていくためにも、この「豊かな自然」を最大限に活かした付加価値の高い農業や農的産業を振興し、安心・安全な生命を育むといったニーズに合致するサービス・商品を提供する自然志向型の産業立地を目指していくこととしている。

これにより、「自然環境」と「経済」が共鳴しつつ、「妙高らしい」特色を活かした自然・農業・資源循環・環境などの関連のある産業や事業がお互いに結びつき、クラスター化(集団化・連携化)を図ることにより、清廉なイメージを共有する新しい「妙高ブランド」としての価値と相乗効果を生み出し、新しい産業形態の創造・関連産業の立地を促進することができると考えている。

今後、市としても生命地域の特色に合致した産業立地を図る上で、これらの企業立地を積極的に支援することにより、自然と経済が両立する新たな産業立地を推進することができると考えており、妙高地域が一丸となり、産業の振興及びそれに伴う雇用の創出・拡大を図り、もって、自然志向型産業のクラスター化による自然産業が立地し、四季を感じ自然と人が調和・共生する「四季彩自然回廊づくり」を一層促進するものとしたい。

このようなことから、5年後(2010年)の目標を以下のとおり設定する。

(目標1) 年間観光客数 4,000,000人

(新潟県観光地点別入込客延人数調査(H15) 3,489,030人)

(目標2) 製造品出荷額 180,000百万円 (H15 163,630百万円)

(当市の既存産業は、松下電器産業株式会社などの大手半導体関連業が中心となっており、IT・電気関連市場等での需要拡大により、製造品出荷額が増加傾向にあるが、今後、妙高の豊かな自然を活かした自然志向型産業の立地など、新たな新産業創業促進による食品製造などの拡大も見込ま

れる。)

(目標3) 林道舗装による林道大毛無線のアクセス時間の改善

(始点から終点までのアクセス時間) 30分 20分

5、目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

豊富な生態系を有する大毛無山周辺の森林の多面的な機能を見直し、エコツーリズム等の推進を図ることによる自然と人の回廊づくり推進することは、まちづくりの理念である「生命地域の創造」を実現する上で、地域再生の最重要施策として位置づけている。

そのため、これらの交流基盤として、大毛無山周辺の適正な森林管理を図るため、山麓から林道南葉山線に接続する林道「大毛無線」の安全通行や、適正な舗装が急務となっている。

しかし、この路線には、砂利道、土側溝等改良未整備区間が存在し、路面の洗掘による災害が発生しており、通行に支障を来している箇所が多く、さらに、急勾配や、急カーブ箇所も多いことから、森林保全作業に支障を来している。

このようなことから、この林道を舗装整備することにより、通行の利便性向上を図り、森林作業用車や、エコツーリズムに訪れる来訪者が、移動に際してのアクセス時間の改善が図られることにより、通行の安全性向上を図ることができる。

これにより、他のグリーンツーリズムや、観光交流施策と連携したエコツーリズムの一層の推進や、交流人口の増大を図ることができるとともに、林道移動のアクセス向上による適正な間伐の実施や、枝打ち作業等、行き届いた森林管理の効率化が図られることにより、森林の景観保全をはじめとした多面的機能を最大限に発揮することができ、もって、自然豊かな地域資源を活かしたまちづくりを推進していけるものと

考えられる。

さらに、地域の広域的な主要基幹道である国道 18 号から、林道大毛無線に接続する主要アクセス道路である「市道菅沼両善寺線」は、矢代小学校への通学路として利用されている路線であるが、バス及びダンプトラック等の大型車の通行が多いことから、歩行者の安全確保や老朽化した橋梁の架け替えなどが求められており、現在は通行の安全に支障を来している。

そこで、地域の幹線国道である国道 18 号からの当該地域へのアクセス向上と、交通量の増加による歩行者の安全確保などを図るため、「市道菅沼両善寺線」の歩道設置等の道路改良を図ることにより、当該路線の安全性の確保と、大毛無山周辺と市街地の中心部とのネットワーク化が実現し、自然と人が行き交う「四季彩自然回廊づくり」を推進することができ、当該地域を快適に周遊することができる移動経路としての活用による自然景観を活かした交流人口の拡大など、一体的な地域再生を図ることができるものと考えている。

また、妙高市における自然志向型産業の振興については、安心・安全な農的産業を中心に新興することにより、新産業のクラスター化を積極的に推進していくこととしているが、特に、市内東部地区は、畑地を中心とした農地が広がる農村地域であり、里山の豊かな自然と人の生活の調和を目指しながらも、ブナ林の原生林に代表される美しい自然環境が広がっており、この東部地区を中心として、安心・安全な完全無農薬の農産物生産を図る農的産業の立地を図ることとしている。

そして、この東部地区において、現在、企業立地が決定しているオオバの溶液栽培事業者の誘致に伴い、新たな市道として「市道大原新田東向線」を設置することにより、これをアクセス道路として整備を行い、市としてもこのような市道設置という形で全面的に支援し、推進することで、自然志向型産業の立地促進を図っていききたい。

< 支援措置にかかる必要な手続きの経緯 >

市道菅沼両善寺線は、昭和 56 年 12 月 24 日（告示第 121 号）により、市道認定されている。

市道大原新田東向線は、6 月の妙高市議会定例会において、議決・認定される予定。

林道大毛無線は、地域森林計画変更計画書（上越計画区、平成 11 年 3 月 30 日公表、新潟県策定）に掲載されている。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[実施主体]

- ・市道 妙高市
- ・林道 新潟県、妙高市

[施設の種類]

- ・市道、林道

[事業区域]

- ・いずれも妙高市

[事業期間]

- ・市道（平成 17 年度～21 年度）
- ・林道（平成 17 年度～18 年度）

[事業費]

- ・総事業費 285,790 千円
- ・市道 209,600 千円（うち交付金 104,800 千円）

- ・ 林道 76,190 千円 (うち交付金 38,095 千円)

[整備量]

- ・ 市道 1.5km
- ・ 林道 2.0km

5 - 3 その他の事業

- ・ 「妙高ナチュラルファクトリー構想」の推進

地域の自然資源を活かした「自然志向型産業」(ナチュラルファクトリー)のクラスター化による地域再生を目指した人材の能力開発・雇用創造に資する事業の推進)

- ・ 「森林整備事業」の推進

(民有林や市行造林などの間伐、森林保全等、森林の適正な整備の推進)

6、計画期間

平成 17 年度 ~ 21 年度

7、目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 の示す地域再生計画の目標については、妙高市が計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8、地域再生計画の実施に関し当該他地方公共団体が必要と認める事項

該当なし